

再構築が迫られるプラスチックリサイクル体制

◆中国は17年末までに、一部の廃プラスチックの輸入を禁止する

中国政府は、海外の廃棄物の輸入禁止、固体廃棄物の輸入管理制度改革の実施推進に関する規制案を、2017年7月に発表し、世界貿易機関（WTO）に固体廃棄物の輸入禁止措置を取る旨を通告した。

同案では、中国国内での循環型社会の構築を目指し、まず4分類・24品目の固体廃棄物の輸入を禁止する内容となっている。禁止対象には、繊維廃棄物や未選別の古紙の他、生活由来の廃プラスチックとして、PETのスクラップや切れ端、PETボトルのベール（圧縮梱包品）が含まれる。また、工場から排出される産業系廃プラスチックも、19年末までに段階的に輸入が停止される計画である。

◆日本で廃棄されたプラスチックの1割弱は、中国に輸出されてきた

プラスチック循環利用協会が17年12月に発表した、16年のプラスチック製品の生産・廃棄・再資源化・処理処分の状況によると、日本国内での廃プラスチック排出量は899万tであった。このうち、再生材料や再生製品としてリサイクルされた量は、全体の23%に当たる206万tであり、その約7割が輸出され、海外で利用されている。この状況はこの10年間、ほぼ変わっていない。財務省の貿易統計によると、プラスチックくずの輸出量（図1）は約150万t/年であり、その5割強が

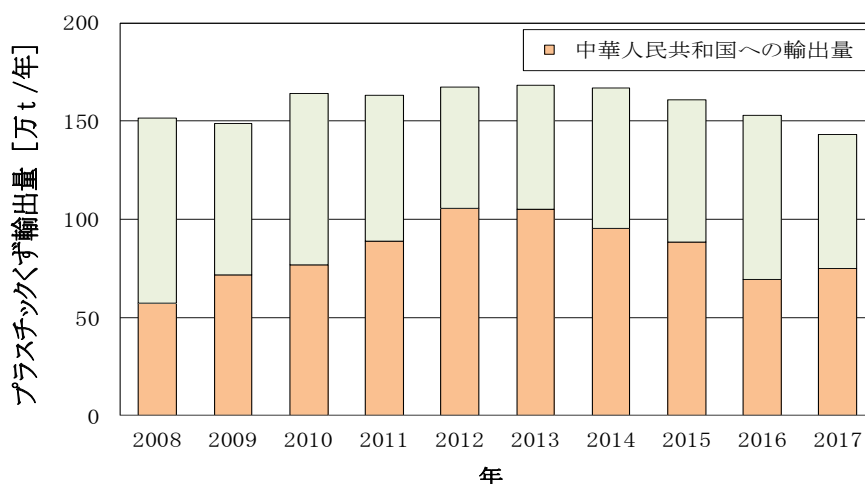


図1 日本からのプラスチックくずの輸出量
(財務省 貿易統計より、ARCで作成)

中国に輸出されている。このように、日本で廃棄されたプラスチックの約1割弱がこれまで中国に有価物として輸出され、再生資源の名目で用いられてきた。特に、PETくずは毎年約40万tが輸出され、中国と香港が主な輸出先であった（図2）。この数年の回収PET再資源化量の日本国内/国外比はおよそ55/45で、中国が日本のPETリサイクルシステムの一翼を担う状況にあった。

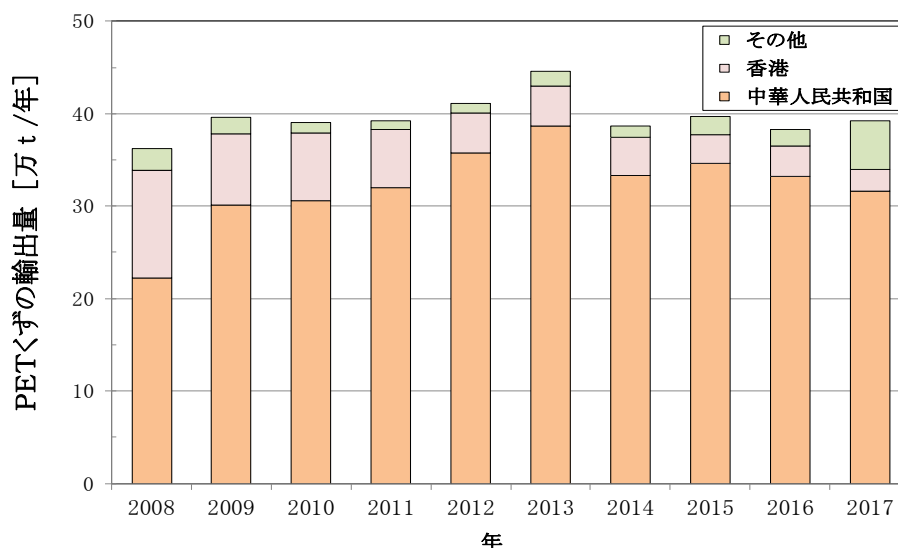


図2 日本からのPETくずの輸出量と輸出先

(財務省 貿易統計より、ARCで作成)

◆プラスチックリサイクル体制の整備を進める日本

中国へ廃プラスチックを輸出していた日本は、中国政府の廃プラスチックの輸入禁止措置で、リサイクル体制の見直しを迫られることになる。

環境省は、日本国内のリサイクル体制を強化するため、プラスチックリサイクル高度化設備導入促進事業を17年11月に緊急公募し、持続可能な資源循環に資する、省エネルギーでリサイクル回収率が高い設備を導入する14の事業者に対し、経費の一部を補助することを決めた。

一方、PETについては、PETボトルリサイクル推進協議会が、ボトルの軽量・薄肉化やリサイクルを進めてきた。PETボトルの再使用は衛生上の安全性から困難であるため、使用量削減と原料への再利用が重点となる。「年次報告書2017」によると、16年度のボトル軽量化は04年度の重量から23%減を達成し、リサイクル原料の食品用PETボトルへの利用量はこの1年で54.5%増えている。PETボトルを国内で循環利用する技術は、確実に進歩している。 【袴家淳雄】